

議事日程 (第3号)

平成29年12月12日 午前10時00分開議

- 日程第 1 同意案第18号 副市長の選任について
(日程第1 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 第48号議案 平成29年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第 3 第49号議案 平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第1号)
- 日程第 4 第50号議案 平成29年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
(日程第2～日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第51号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 6 第53号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第54号議案 中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例
(日程第5～日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第55号議案 中間市チャレンジショップの設置及び管理に関する条例
(日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 第56号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市チャレンジ
ショップ)
- 日程第10 第57号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市生涯学習セ
ンター)
(日程第9～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第58号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第12 第59号議案 中間市道路線の認定について
(日程第11～日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第60号議案 中間市行橋市競艇組合規約の変更について
(日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 請願第1号 国民健康保険税の引き下げを求める請願
(日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第15 意見書案 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書
第13号

(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第16 意見書案 日本の武器輸出の禁止を求める意見書
第14号

(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第17 意見書案 真に「働く人の視点にたった働き方改革」を求める意見書
第15号

(日程第17 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第18 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	6番 田中多輝子君
7番 掛田るみ子君	8番 草場 満彦君
9番 中尾 淳子君	10番 山本 慎悟君
11番 安田 明美君	12番 梅澤 恭徳君
13番 柴田 広辞君	14番 中野 勝寛君
15番 井上 太一君	16番 米満 一彦君
17番 下川 俊秀君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	教育長 ……………	片平 慎一君
総務部長 ……………	園田 孝君	総合政策部長 ……	佐伯 道雄君
市民部長 ……………	小南 敏夫君	保健福祉部長 ……	石田 浩君
建設産業部長 ……	間野多喜治君	教育部長 ……………	田中 英敏君
環境上下水道部長 ……………			久野 裕彦君

市立病院事務長	… 貞末 孝光君	消防長	…………… 三船 時彦君
総務課長	…………… 後藤 謙治君	財政課長	…………… 田代 謙介君
安全安心まちづくり課長	……………		…………… 石井 浩司君
企画政策課長	…………… 蔵元 洋一君	健康増進課長	…………… 岩河内弘子君
介護保険課長	…………… 冷牟田 均君	土木管理課長	…………… 藤田 晃君
都市整備課長	…………… 白石 和也君	産業振興課長	…………… 北原 鉄也君
学校教育課長事務心得	……………		…………… 森 秀輔君
生涯学習課長	…………… 古賀 敬英君		

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	谷山 隆二君
書 記	熊谷 浩二君	書 記	池田 恭君

午前9時59分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 同意案第18号

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、同意案第18号副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

おはようございます。

同意案第18号副市長の選任について提案理由を申し上げます。

本市の副市長でありました後藤哲治氏が本年10月18日をもって退職されました。つきましては、後任の副市長の選任にあたり、行政経験豊富な白尾啓介氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、議会の同意をいただきましたら、白尾氏の副市長就任は平成30年1月1日といたしたいと考えております。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第18号は、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより同意案第18号副市長の選任についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(下川 俊秀君)

ただいまの出席議員は、16人でございます。投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(下川 俊秀君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(下川 俊秀君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により「否」とみなします。

また、米満一彦君から、身体の故障のため、投票をすることが困難であることを理由に代理投票の申し出がありましたので、代理投票を認めることにいたします。

投票補助者に事務局職員、谷山隆二君及び熊谷浩二君を指名いたします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番 植本 種實君	2 番 小林 信一君
3 番 堀田 克也君	4 番 柴田 芳信君
5 番 田口 澄雄君	6 番 田中多輝子君
7 番 掛田るみ子君	8 番 草場 満彦君
9 番 中尾 淳子君	10 番 山本 慎悟君
11 番 安田 明美君	12 番 梅澤 恭徳君
13 番 柴田 広辞君	14 番 中野 勝寛君
15 番 井上 太一君	16 番 米満 一彦君

.....

○議長(下川 俊秀君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(下川 俊秀君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に植本種實君及び中尾淳子さんを指名いたします。よって、両君の立ち合いを願います。

(開票)

○議長(下川 俊秀君)

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符号しております。その内、賛成14票、反対2票。

以上のおり、賛成多数であります。よって、同意案第18号については、これに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時08分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長(下川 俊秀君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2. 第48号議案

日程第3. 第49号議案

日程第4. 第50号議案

○議長(下川 俊秀君)

これより、日程第2、第48号議案から日程第4、第50号議案までの、平成29年度各会計補正予算3件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長(中野 勝寛君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、昨年度から積極的に取り組んでいるふるさと納税の大幅な伸びに対応するための追加計上が主な内容となっており、歳入歳出それぞれ1億6,220万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ179億8,020万円とするものです。

歳入の主なものとしては、総務費国庫補助金において社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,050万円が追加されており、また、ふるさと納税9,000万円、財政調整基金繰入金7,900万円がそれぞれ増額されております。

次に、歳出の主なものとしては、総務費において、ふるさと納税管理業務委託料5,700万円、社会保障・税番号制度システム整備委託料2,320万円がそれぞれ増額されております。また、教育費において、小学校における道徳の教科化に向けた教師用指導図書購入費として100万円が計上されております。

討論において、委員から「道徳問題は子どもたちが自分自身の頭で考えて討議するのが基本だったが、教科化されると、教科書という国が決めた正解に沿って考えることが求められるようになるので反対する」との意見がありました。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分、並びに第49号議案、第50号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第48号議案平成29年度中間市一般会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳入の主なものは、国庫支出金のうち、総務費国庫補助金におきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金670万円、民生費国庫負担金3,030万円、県支出金のうち、民生費県負担金1,510万円が追加されております。

また、生活扶助に要する経費の減額に伴い、生活保護費負担金7,490万円が減額されております。

歳出につきましては、債務負担行為によるレセプト管理システム賃借料480万円、健康管理システム賃借料1,610万円が追加されております。

総務費におきましては、住民票やマイナンバーカードに旧姓を併記するシステム改修委託料670万円、国庫及び県への返還金として、諸費7,890万円が追加されております。

衛生費におきましては、新システムへのデータ移行に伴う、健康管理システム運用支

援・保守委託料230万円が追加されております。

民生費におきましては、障がい者自立支援医療費及び放課後等デイサービスの利用者、日数の増加等に伴う扶助費6,070万円、学童保育委託料150万円が追加されております。また、生活扶助に要する経費として、1億円が減額されております。

討論において、委員から「個人番号カードは多くの情報が集積されており、紛失すれば情報が流出する危険性が高く、マイナンバー制度は廃止してほしい」との意見がありました。

次に、第49号議案平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入の主なものは、国庫支出金のうち、療養給付費等負担金690万円、国庫及び県支出金のうち、特定健康診査等負担金がそれぞれ150万円、前期高齢者交付金2億3,470万円が追加され、歳入欠陥補填収入2億4,560万円が減額されております。

次に、歳出の主なものは、高額療養費給付額の増加に伴い、高額療養費給付費2,260万円、平成26年度療養給付費負担額及び特別調整交付金の返還額が確定したことに伴い、諸支出金430万円が追加され、支出額の確定により、老人保健拠出金100万円、後期高齢者支援金等1,510万円、介護納付金1,270万円が減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ160万円が減額され、予算の総額を歳入歳出それぞれ、80億6,500万円とするものでございます。

次に、第50号議案平成29年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

歳入につきましては、保険事業勘定では、介護予防サービス給付費から介護予防・生活支援サービス費への移行に伴い、国及び県の負担割合が変更したことにより、190万円が追加されております。

次に、歳出につきましては、保険事業勘定では、介護保険事業制度改正に伴うシステム改修委託料として190万円、また、介護予防事業の一部を地域支援事業へ移行したことに伴い、介護予防サービス給付費1,110万円を減額し、介護予防・生活支援サービス事業費1,110万円が追加されております。

以上により、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ190万円が追加され、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,000万円とするものでございます。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第48号議案は賛成多数で、第49号議案、第50号議案については、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ただいま議題となっております第48号議案平成29年度中間市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入におきまして、交通安全対策特別交付金を200万円増額し、1,200万円とするもので、これは、交通違反・反則金の還元金の増額分となっております。

また、県支出金の商工費県補助金を30万円増額し、160万円となっております。

次に、歳出について、総務費において、交通安全対策特別交付金の増額分について、交通安全施設整備工事を追加するため、交通安全対策費を200万円増額し、3,900万円が計上されております。

農林水産業費においては、蓮花寺地内にある農業用送水管が漏水しており、管内をカメラで調査し、漏水箇所を特定するための調査委託料として、150万円が増額されております。

土木費においては、県の都市計画道路である仮屋大膳橋線、塘ノ内砂山線の事業費が変更されましたことに伴い、本市の負担金もそれぞれ変更となり、仮屋大膳橋線が100万円の減額、塘ノ内砂山線が220万円の増額となっております。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

第48号議案平成29年度中間市一般会計補正予算（第2号）について、反対討論をいたします。

一つは、社会保障・税番号制度システム整備費補助金についてであります。マイナンバーの更なる推進のための予算です。

マイナンバーについては、実施から2年になりますが、年金機構の125万件の個人情報の流出が起こっていますが、さらに特別徴収税額決定の誤送付等の漏えい事件が今年の4倍を超えて発生をいたしております。

政府は、盛んにマイナンバーカードの作成を促しますが、カードを紛失いたしますと、ありとあらゆる個人情報がそのまま流出をし、個人のプライバシーや財産管理にまで被害が及びます。このような中で、政府の省令にも関わらず、マイナンバーカードの普及率は、人口のわずか10%にとどまっています。百害あって一利なしのこのような制度は、即刻

中止を求めます。

次に、教育総務費に指導費として108万9,000円がつけられていますが、来年度からの道德教育の教師用の指導用教科書代だとのこと。道德教育そのものを否定するつもりはありませんが、このような教科書を使っての物事の善悪を上から決定するような授業のあり方は問題だと思います。物事の善悪の判断は、その時代の価値観によっても変わりますし、何が善かの判断は、現実的な問題を通して、個人の能力育成をすることが大きいと思います。戦後は、戦前の反省の上に新しい道德教育の目標として、判断力と実践力に富んだ自主的、自律的人間の形成や、基本的人権の尊重を中心とする民主的道德の育成が言われてきました。そして、その結果として、社会科や各教科と教科外の自主的な時事的な活動を通じて行うとされてきました。

今回の教科化や教科書の使用は、そうした戦後の反省への逆流でもあります。教科書を使って何が正しいかを、結論ありきで教えるような、このようなやり方は、成績の評価ということも相まって、正しい判断力を培うことにはならないと思います。

よって、このような上からの道德教育推進のための、今回の予算付については、反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第48号議案から第50号議案までの平成29年度各会計補正予算3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第48号議案平成29年度中間市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第48号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

異議なしと認めます。よって、第49号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案平成29年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

異議なしと認めます。よって、第50号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第5. 第51号議案

日程第6. 第53号議案

日程第7. 第54号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第5、第51号議案、日程第6、第53議案及び日程第7、第54号議案の条例改正3件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第51号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴うものであります。

改正の主な内容としては、非常勤職員またはその配偶者が育児休業中の場合において、当該子の養育の事情を考慮し、継続的な勤務のために特に必要と認められるときは、子が2歳に達する日までを限度として、育児休業期間を延長することができるよう改正するものであります。

特に必要と認められる場合とは、具体的には、保育所等の移動を希望し、申し込みを行っているが、当面その入所が見込めない場合などが想定されております。

なお、条例の施行日については、公布の日からとなっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ただいま議案となっております第53号議案及び第54号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第53号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

現在、公営住宅の家賃については、入居者から年度ごとに提出される収入申告書を元に決定しておりますが、本人からの申告書の提出がない場合、近傍家賃を元に家賃を決定することになっており、これは設定家賃の最高額が適用されることを表しています。

このようなケースを防ぐことを目的に、国は、公営住宅法の一部を改正し、認知症等で収入申告書の提出が困難と認められる場合には、市町村が自ら条例を制定することで、官公庁の書類の閲覧等から本人の収入状況を把握し、家賃を設定することを認めました。

このことにより、本人からの申告の必要がなくなることで、認知症患者等が入居者である場合においても、適正な家賃設定ができるようになり、入居者の保護が図られるものとなっております。

以上のことから、上位法の改正に伴い、中間市市営住宅条例においても、適正な家賃設定をするために条例を改正するものとなっております。

なお、条例の施行日につきましては、平成30年1月1日となっております。

次に、第54号議案中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、老朽化した中鶴市営住宅の建てかえを、来年度から実施することに伴い、移転建設用地として中間市営中鶴駐車場を利用するために、同駐車場を廃止するものとなっております。

この駐車場は、平成27年に中鶴市営住宅の建設用地が当該駐車場に決定したことを受け、駐車場の利用者には2年前から通知を行い、本年9月で契約満了の理解をいただいているとのことで、現在は、駐車場としての機能を終了させ、閉鎖しているとのことです。

なお、条例の施行日につきましては、平成30年1月1日となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第53号議案、第54号議案ともに全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより第51号議案、第53号議案及び第54号議案の条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第51号議案中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第53号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第53号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第54号議案中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第8. 第55号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第8、第55号議案中間市チャレンジショップの設置及び管理に関する条例を議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長(植本 種實君)

ただいま議題となっております第55号議案中間市チャレンジショップの設置及び管理に関する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

この条例は、市内において独立開業を目指す新規起業者の育成支援及び中心市街地のにぎわい創出を目的とする施設として、なかまハーモニーホールの一画に建設中である中間市チャレンジショップの設置及び管理について定めるものとなっております。

条例の主な内容として、飲食業を対象とした店舗スペースが2カ所、小売り・サービス業を対象とした店舗スペースが2カ所及び防音機能を備えたフリースペース1カ所からなる木造平屋建ての建物となっております。

この4店舗を新規起業者に安価な費用で貸し出すとともに、フリースペースの積極的な活用を促しながら、新規起業者の育成支援及び中心市街地のにぎわいの創出を図るものとなっております。

また、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、指定管理者の設置及び利用料金に係る規定が設けられることとなっております。

なお、条例の施行日につきましては、平成30年4月1日となっております。

最後に、採決しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告といたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第55号議案中間市チャレンジショップの設置及び管理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第10. 第57号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第9、第56号議案及び日程第10、第57号議案の指定管理者の指定2件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第57号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市生涯学習センターは、平成25年度から、株式会社西日本医療福祉総合センターが指定管理者となっておりますが、平成30年3月31日をもって指定期間が満了することから、平成30年4月1日からの指定管理者の指定を行うものです。

現在、本市では、平成28年度に策定された公共施設等総合管理計画に基づき、市内公共施設の今後の方向性について総合的に検討が行われているところでございます。そのため、この生涯学習センターについても、今後、策定予定の個別計画により示される施設管理計画の方向性に迅速に対応できるよう、今回の指定期間については2年間とされております。

また、現在実施されている各種講座等のサービスを、指定期間である2年間という短期間において同水準に展開させるためには、現在の指定管理者をそのまま指定するのが望ましいとの判断により、指定管理者選定委員会において、株式会社西日本医療福祉総合センターが指定管理者の候補者に選定されたものであります。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ただいま議題となっております第56号議案公の施設の指定管理者の指定（中間市チャレンジショップ）について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市チャレンジショップは、平成30年3月下旬に竣工し、同年4月下旬ごろに開設する予定となっております。

その管理運営については、同施設が民間のテナント等と同等の機能を有し、出店者が店舗経営のノウハウを習得して独立開業できるよう育成することで、市内開業の促進を図ることを目的としていることから、単に施設の管理だけでなく、民間事業者が有する専門性や独自性を活用することで、目的を達成することが可能と思料されることから、指定管理者を指定することとなっております。

指定管理者の指定に当たっては、公募を行ったところ、2団体からの応募があり、指定

管理者選定委員会により選考を行った結果、一般財団法人中間ゼネラルが指定管理者の候補者となっております。

この一般財団法人中間ゼネラルは、地域社会の発展と魅力的なまちづくりに貢献することを目的としており、地域活性化活動の研究、企業に対しての中長期経営計画のサポート等を展開しており、今回のチャレンジショップ事業との相乗効果による中間市のにぎわいの創出に大きく寄与することと考えられます。

また、指定期間につきましては、指定管理者選定委員会による審議の結果を踏まえ、新たに設置される施設に係る新規事業でありますことから、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とするものであります。

最後に、採決しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

第57号議案公の施設の指定管理者の指定（中間市生涯学習センター）について反対をいたします。

元来、こうした施設の運用は、公的責任において実施されるべきものですが、既に指定管理も複数回にわたり、しかも受託希望組織も1社だけという状況であります。しかし、公的責任の元に実施しなければ、そこで培われた実績の蓄積はありません。しかも、業者が撤退ということになれば、何のノウハウも残りません。あくまでも住民本位の組織運営を継続的に行う上で、現に勤務されている人を採用するという形などを取ってでも、元の直営に戻すべきだと思います。

以上、この条例については反対をいたします。

なお、56号議案は、同じ指定管理者の指定ですが、市としてのノウハウが乏しいことを考えて、これについては賛成といたします。

○議長（下川 俊秀君）

他に討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第56号議案及び第57号議案の指定管理者の指定2件を順次採決いたします。

議題のうちまず、第56号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市チャレンジショップ）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第56号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第57号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市生涯学習センター）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第57号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第11. 第58号議案

日程第12. 第59号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第11、第58号議案及び日程第12、第59号議案の市道路線2件を一括議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ただいま議題となっております第58号議案及び第59号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第58号議案中間市道路線の廃止について申し上げます。

今回、廃止される路線は、松崎・鳴王寺線の1路線であります。この路線の廃止する理由は、市道路線を再編成するために、一旦、この路線を廃止するというものです。

次に、第59号議案中間市道路線の認定について申し上げます。

今回、認定される路線は、通ヶ浦・小池線、上蓮花寺14号線、福谷・鳴王寺線及び五反田7号線の4路線であります。

まず、通ヶ浦・小池線につきましては、都市計画道路塘ノ内砂山線の一部が整備されることに伴い、現在、福岡県が新延中間線の一部として管理している道路の一部を市道として認定するものとなっています。

次に、上蓮花寺14号線及び福谷・鳴王寺線につきましては、松崎・鳴王寺線と市民会

館外苑線の一部が重複していることから、松崎・鳴王寺線を廃止し、上蓮花寺14号線及び福谷・鳴王寺線として分割し、認定するものとなっています。

最後に、五反田7号線につきましては、長津三丁目地内の開発行為に伴い、当該道路の帰属を受け、認定するものとなっています。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決しましたところ、第58号議案、第59号議案ともに全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第58号議案及び第59号議案の市道路線2件を順次採決いたします。

議題のうちまず、第58号議案中間市道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第58号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第59号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第13. 第60号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第13、第60議案中間市行橋市競艇組合規約の変更についてを議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第60号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市行橋市競艇組合は、本市及び行橋市の2市を構成団体とし、モーターボート競走法の施行に関する事務を共同処理している地方公営企業であります。

しかし、厳しさを増す経営環境の中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくためには、地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行することによって、経営成績や財政状態など自らの経営状況をよりの確に把握することが求められます。今回の規約の改正において、地方公営企業法のうち財務規程等を適用することによって、作成する財務諸表を元に類似の公営企業や民間企業との比較が可能になり、経営の更なる健全化や住民ニーズへの迅速な対応やサービスの向上につながるのとことでもあります。

なお、施行日につきましては、福岡県知事の許可を経て、平成30年4月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第60号議案中間市行橋市競艇組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第14. 請願第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、請願第1号国民健康保険税の引き下げを求める請願を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております請願第1号国民健康保険税の引き下げを求める請願につきまして、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回提出されました請願は、3,394名の署名を添えて提出されたものでございます。

請願の主旨としまして、国民健康保険税は、この3年間で2度も税率が引き上げられており、加入者の可処分所得を減少させ、地域経済の疲弊に繋がっていること、また、市は一般会計から国保会計への繰り入れを平成25年度までにほとんど行わず、加入者に負担を負わせてきたことが、大きな要因と言えます。

今後、この制度の持続可能性を高めるために加入者の負担を軽減することが消費を活性化し、経済、財政の好転を図る上でも重要であることから、国民健康保険税を加入者一人当たり年間1万円引き下げを求めるものでございます。

討論において、委員から「国民健康保険税の値上げが続いており、加入者の生活は非常に厳しくなり、命と暮らしを守るためにも、引き下げを求めることに賛成する」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、請願第1号は賛成少数で不採択とすべきであると決した次第でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより請願第1号国民健康保険税の引き下げを求める請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君

の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立少数であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第15. 意見書案第13号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第15、意見書案第13号国の負担で学校給食の無償化を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第13号国の負担で学校給食の無償化を求める意見書案について提案理由を申し述べます。

まず、日本国憲法第26条で、「義務教育は、これを無償とする」とうたっています。

また、国連子どもの権利条約第28条では、「初等教育を義務的なものとし、全ての者に対して無償とする」ことをうたっています。

また、国際人権規約（人権A規約）も、義務教育段階の無償化をうたっています。

日本の戦後教育制度は、日本国憲法の施行前に、既に教育基本法が施行されました。その中で、「授業料についてはこれを徴収しない」とうたわれました。その後、1960年代に、教科書無償化の運動が全国的に起き、こちらは、1962年に教科書無償法が制定されました。このように教育費の保護者負担に関しては、時とともに変遷をし、全面的な無償化の方向に向かっているのが、国の内外を問わず、趨勢となっています。

こうした中で、日本の教育予算は、OECD加盟国で見ましても、対GDP比において、33か国中32位であり、1位のノルウェーの約半分、全体平均の4.5%に対して3.2%という低さです。これをOECDの平均まで引き上げるには、約6.5兆円を要します。

そして、今回提案をしている学校給食の国の完全無償化に必要な予算は、小・中学校全体でも約5,000億円であります。諸外国のほとんどが、義務教育の完全無償化を実施をし、その内容もレベルの高い状況であるのに対し、我が国の実情は、あまりにも粗末です。

2005年には、食育基本法が制定をされ、食育は知育・徳育及び体育の基礎となるべきものとの位置づけがなされています。そうであるなら、国において、学校給食に対する予算措置を教科書の無償化に続いて行うべきだと考えます。

以上により、学校給食の無償化を国の責任において実施することを求めて、提案理由の説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第13号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

まず、私ども公明党の実績であります教科書の無償化を紹介をしていただきましたことを感謝いたします。

学校給食の無償化の実現は、何よりのことだと私どもも考えております。

文部科学省は、公明党の主張を受けて、公立の小・中学校の給食の無償化に関する全国調査に乗り出しております。実態を調べて、今年度中に結果をまとめる予定であると聞いております。

成果、課題をつかみ、国としての支援策の検討などに生かしていくと聞いております。

全国の自治体を見たときに、例えば、横浜市は、学校給食自体を行わない方向であります。家庭の弁当を基本として、配達弁当も選択できるようになっております。方向性が違うところがある中で、全国一律の無償化は、現時点ではできえないと考えております。

また、国の負担で学校給食を無償化するといった議論の前に、学校給食ができる施設や環境が整っておく必要もあります。本市の場合は、小・中学校は完全給食化になり、施設的环境も整っておりますが、全国的に見た場合はどうなのか。また、食育の方向性についても、足並みがそろっているわけではありません。まずは、実態の調査及び検討を実施することが、現段階だと考えます。

よって、拙速であると判断し、本意見書案には反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

賛成の立場から意見を述べたいと思います。

学校給食費は、経済的に困難な家庭が申請をすれば、生活保護や、就学援助制度から支給されます。給食費という未納問題が注目されがちですが、生活保護の申請がためらわれたり、就学援助が周知されていなかったり、書類を整えるのが難しかったりと、制度が

利用しづらいことも一因ではないでしょうか。

また、言われているほど、実際は多くありませんが、経済的な問題がないのに、給食費を払わない場合は、ネグレクトといった、ほかの問題のシグナルかもしれないと考える必要があります。経済的な理由で生じる子どもの食生活の格差は大きく、学校給食にはその格差を縮める機能があると考えています。給食は、子どもの食のセーフティーネットであり、給食に費用を惜しむべきではありません。

最近、人口の少ない町村を中心に給食費の無償化が進んでいます。無償化した自治体の担当者からは、経済的に苦しいのに、周囲の目を気にして生活保護や就学援助を受けることをためらっていた家庭に、給食費を督促する必要がなくなって良かったという話があります。

韓国では、多くの自治体が、小・中学生の給食を無償にしています。財閥の子も無料にするのかという批判もあったそうです。でも、貧しい子どもだけが無料の給食を申し込む方式は、貧困のレッテル張りに繋がり、子どもの自尊心も傷つけます。全員が参加することで、レッテル張りを避けられるという意味に、社会が賛同し、無償化が広がったそうです。

日本では、家庭が負担している給食費は、材料費です。人件費や施設設備費は、既に税金で賄われています。材料費まで無償にすれば、その分税金を割かなくてはなりません、子どもの医療費などと考え方は変わりません。将来の心身の健康に直結する、子ども時代の食生活は、社会保障だと考え、みんなで費用を負担するという道筋を検討するときであります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第13号、国の負担で学校給食の無償化を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案について議長は否決と裁決いたします。よって、意見書案第13号は、否決されました。

日程第16. 意見書案第14号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第16、意見書案第14号日本の武器輸出の禁止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本の武器輸出の禁止を求める意見書に対する提案理由の説明を行います。

安倍政権が2014年4月1日に、武器輸出三原則を撤廃し、防衛装備三原則を決定して、武器輸出の禁止から推進の道に踏み出してから3年半が経過をいたしました。1967年2月佐藤栄作首相の国会答弁は次のとおりでした。①共産圏諸国への武器輸出は求められていない②国連決議により武器等の禁止されている国への武器輸出は認められない③国際紛争の当事者又はその恐れがある国への武器輸送は認められない。

その後、1976年2月に三木武夫首相が武器輸出についての政府の統一見解を発表しています。①三原則対象地域については「武器」の輸出は認めない②三原則対象地域以外の地域については、武器の輸出を慎む③武器製造の関連装備の輸出については、武器に準じて取り扱う。

三木首相は「平和国家としての我が国の立場から、これによって国際紛争などを助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、その輸出を促進することはしない」と当時、明言しております。

安倍政権の武器輸出三原則は①国連安保理事会の決議に違反する国や紛争当事者には輸出しない②輸出を認める場合に限定し、厳格審査する③輸出は目的外使用や第三国移転について適正管理が確保される場合に限る。

これは、一定の審査を通れば輸出が可能となり、従来からの三原則からの大転換と言える。従来の三原則での紛争当事者になる恐れのある国は禁輸の対象から外され、従来の三原則にあった国際紛争の助長回避という基本理念は明記されていません。

このような状況の中で部品を輸出したPAC2はカタールに第三国輸出がされており、米軍向けのF15の製造は既に終了しておりますが、輸出用は製造が続けられ、サウジやカタールとの契約も行われています。

各企業が様々な提案活動を行い、それを政府が支援をし、総理を先頭に外国へのトップセールスも行うなど、事実上の国家戦略として進められているというのが実態ではないでしょうか。

防衛相に兵器を輸出する上位10社の軍事企業が2016年に自民党の政治資金団体、国民政治協会に1億3,280万円を献金したことも明らかになっています。

さらに、今月6日、アメリカのトランプ大統領が、エルサレムをイスラエルの首都にすると表明し、中東のアジア諸国や欧州などの反発を招いています。

その一方で、今月の10日、核兵器廃絶国際キャンペーンICANがノーベル平和賞を受賞し、サーロー節子さんが「私たち被爆者は、72年間、核兵器が禁止されることを待

ち続けてきました。これを核兵器の終わりの始まりにしよう」と演説しました。

さらに、文学賞を受賞されたカズオ・イシグロ氏は、「私の母は、2発目の原子爆弾の被害者であり、私はある意味、原爆の元で育った」と回想し、その上で、「我々の住む世界は、ますます危険になっているが、何とかして安全に暮らし続けなければと、願っている」と語られています。

今、まさに平和を願う声は、世界中で大きくなっていると思います。

憲法9条を持つ日本の国家戦略の基本は平和外交であり、紛争を助長するような武器輸出というものは全く反しており、武器輸出で栄えるような国になってはならないし、武器輸出禁止に立ち戻ることを強く要望し、提案理由の説明といたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第14号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第14号、日本の武器輸出の禁止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案について議長は否決と裁決いたします。よって、意見書案第14号は、否決されました。

日程第17. 意見書案第15号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、意見書案第15号真に働く人の視点にたった働き方改革を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

真に働く人の視線にたった働き方改革を求める意見書の提案理由説明をいたします。

これは、本物の働き方改革を求めるもので、ブラック企業をなくせという国民の声から出てきました。

政府の働き方改革は、大まかに問題点が3つあります。

一つ目は、労働時間は、1日8時間が基本です。大臣告示で1日8時間、残業時間、月45時間と出ていますが、法的拘束力がありません。

二つ目は、労働者と使用者側で、三六協定を結べば、何時間残業してもよく、青天井になっています。

三つ目は、繁忙期には、月100時間まで残業を認めており、過労死ラインを超えています。

これら、三つを認める政府の働き方改革は、全くもって規制になっておらず、話になりません。もっとひどいのは、規制の枠からはみ出る労働者をふやそうとしています。労働時間の規制の枠外労働者をふやそうとしております。三つあります。

一つ目は、高度プロフェッショナル制度を新設し、年収1,075万円以上の人を対象に、1日8時間という基本の枠を外しています。毎日、24時間労働が可能になっております。どれだけ残業しても、残業代を支払わなくてもいい労働者を作ろうとしています。これが、政府の働き方改革です。

二つ目は、裁量労働制です。あらかじめ、月の労働時間の枠を決めて、それに見合う給料が決められております。いくらそれを超える残業をしても、支払わなくていいよというふうになっています。

三つ目は、多様な雇用形態です。フリーランスという人たちをふやして、労働法制対象外の労働者を作ろうとしています。非雇用型で、個人事業主ということで、労働法制の対象外の人たちを新たな保護を作ることなしにふやそうとしています。

要点は、この規制の枠をできる限り、小さく小さくしていったって、当てはまらない人をどんどんふやしていつているのが、政府の働き方改革の中身であります。そうすると、ブラック企業もなくせないし、長時間労働もなくなりません。じゃあ、どうするかというと、二つあります。

一つ目は、残業時間の上限規制を作り、大臣告示をそのまま法定化することです。労働基準法に残業の上限時間を、週15時間・月45時間・年360時間と明記をすることです。

二つ目は、連続11時間の休息時間の確保を取ります。1回働いて、終わってから11時間は最低空けてねという形です。

政府の働き方改革では、一つ目は、どんどん働かされることになって、二つ目、みんな家にも帰らなくなるし、家族と過ごす暇もありません。三つ目、子どもも減ってしまい、

少子化に歯止めがかかりません。四つ目、健康を損ない、短命になります。

この意見書は、人間らしく生きられるよう、長時間労働を解消し、過労死を根絶するために、真に働く人の視点にたった働き方改革を求めるものです。さまざまな規制をかけていくことで、長時間労働をしっかりと制度として規制していきましょうということです。

これで、私の意見書の内容説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第15号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

真に働く人の視点にたった働き方改革を求める意見書案に対する討論を行います。

本意見書案で述べられていますように、これまで、残業時間は、特別条項という条件を労使協定に加えることで、労使間の合意があれば、どれだけ残業してもよい仕組みになっていました。しかし、この度の働き方改革関連法案では、残業時間は、原則月45時間、年360時間以内とし、労使協定を結ぶ場合においても特別条項は廃止され、上限を年720時間にしました。さらに、繁忙期でも、残業を月100時間未満とする労使双方の合意が反映されております。

今後も不断の改善は必要ですが、長時間労働の是正に向け、時間外労働の上限規制の導入、並びに罰則を設けるといふ、労働基準法制定から70年、戦後日本の労働法制史上に残る大改革と言えます。

なお、長時間労働是正のため、残業時間の上限規制に加え、退社から出社までに一定の休息時間を確保する、勤務時間インターバル制度の導入に向けた環境整備への取り組みも盛り込まれました。インターバルの確保は、本意見書案にも触れられておりますが、これにつきましても、公明党は、強く要望してまいりました。

また、高度プロフェッショナル制度については、長時間労働の規制から外れるため、公明党の主張で、就業から始業まで一定時間を空けるインターバルなどの健康確保措置を講じることが盛り込まれ、長時間になった場合、医師の面接指導も義務付けられました。

この制度は、連合の意見を踏まえ、法案に修正を加えることになっております。これこ

そが、働く人の視点にたった法案にしていこうという姿勢の表れと言えるのではないでしょうか。

本意見書案は、長時間労働を抑制し、多様で柔軟な働き方を推進するための法案に対し、いたずらに不安をあおるような主張をしているとしか思えず、指摘されているような内容には当たらないことから、反対とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

この意見書に賛成の立場から討論いたします。

一つは、既にこの法律が通ったような言い方が、今、されたんですが、これ実は、来年の通常国会に出されるわけで、実に、トヨタなどでは、それを事前にして、100時間だとか、そうした時間の規制ということもできています。

しかし、実際に、トヨタの関連企業で亡くなられた方の残業時間は、85時間です。85時間で亡くなられている方が出ている実態がある中で、100時間だとかいうような許容するような法律を通すこと自体が実際にはどうなのかという問題であります。

それと同時に、今の政府、あるいは企業は、労働の生産性の枠の中でというのが、基本的な考え方です。しかし、日本の場合は、労働の生産性、残業の支払いがきちとなされなく、まず分母で労働時間があって、上に付加価値の、生産物の結果がありますけども、まず、全体として、賃金下げている関係で、その付加価値も非常に、諸外国に比べて低いという、そういう事で、全体としては、労働生産性が低い、その低い労働生産性を上げる立場では、賃上げや、時間外労働をきちっと払おうというような考え方が、今回の考え方です。

結論から言いますと、経営者の考え方が主体となった法整備であって、今までの労働法制の骨抜きにするような中身であることを指摘しておきたいと思ひまして、そうした部分が、今から出されるということですので、そのことについては、本当の意味での真の改革になることを主張している、こうした意見書案について、賛成をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第15号、真に働く人の視点にたった働き方改革を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。本案について議長は否決と裁決いたします。よって、意見書案第15号は、否決されました。

日程第18. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第18、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において小林信一君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、平成29年第5回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 小 林 信 一

議 員 井 上 太 一